別表中「一二、五〇〇」を「一二、九〇〇」に、「一三、三五〇」を「一三、七〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一四、五〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一一、六五〇」を「一二、一〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、七〇〇」に、「九、九五〇」を「一〇、五〇〇」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十八号

食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令

内閣は、食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食料供給困難事態対策法の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

食料供給困難事態対策法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十九号

食料供給困難事態対策法施行令

内閣は、食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）第二条第一号、第二号、第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定食料）

第一条　食料供給困難事態対策法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める農林水産物は、次に掲げる農林水産物とする。

一　米穀
二　小麦
三　大豆
四　菜種又は油やしの実
五　てん菜又はさとうきび
六　生乳（しぼったままの牛乳をいう。）
七　牛、豚又は鶏の肉
八　鶏卵

2　法第二条第一号の政令で定める食品は、次に掲げる食品とする。

一　小麦粉
二　植物油脂（前項第三号又は第四号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）
三　砂糖（前項第五号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）
四　飲用牛乳（加工乳（前項第六号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）を含む。）又は乳製品（同号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）
五　鶏卵から卵殻を取り除いたもの（乾燥その他保存に適する処理をしたものを含む。）

（特定資材）

第二条　法第二条第二号の政令で定める資材は、次の各号に掲げる農林水産物の区分に応じ、当該各号に定める資材とする。

一　前条第一項第一号から第五号までに掲げる農林水産物　それぞれ当該農林水産物の生産に用いられる肥料、農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。）又は種苗
二　前条第一項第六号から第八号までに掲げる農林水産物　それぞれ当該農林水産物の生産に用いられる飼料（当該飼料に供する飼料作物の種苗を含む。）又は動物用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であって専ら動物のために使用することが目的とされているものをいう。）

（指定行政機関）

第三条　法第二条第六号の政令で定める機関は、次に掲げる機関とする。

一　内閣府
二　国家公安委員会
三　警察庁
四　金融庁
五　消費者庁
六　こども家庭庁
七　デジタル庁
八　総務省
九　法務省
十　外務省